〔福島県で狩猟される方へ〕

福島県における鳥獣行政担当部局

名　　称	所　在　地	郵便番号	電 話 番 号	備　考
福 島 県 生 活 環 境 部 自 然 保 護 課	福島市杉妻町2-16	960-8670	福島(024)521-7210	
福島県県北地方振興局県民環境部県民生活課	福島市杉妻町2-16 北庁舎	960-8670	福島(024)521-2709	
福島県県中地方振興局県民環境部県民生活課	郡山市麓山1-1-1	963-8540	郡山(024)935-1295	
福島県県南地方振興局県民環境部県民生活課	白河市昭和町269	961-0971	白河(0248)23-1548	
福島県会津地方振興局県民環境部県民生活課	会津若松市追手町7-5	965-8501	会津若松(0242)29-5295	
福島県南会津地方振興局県民環境部県民環境課	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1	967-0004	南会津(0241)62-2061	
福島県相双地方振興局県民環境部県民生活課	南相馬市原町区錦町1-30	975-0031	南相馬(0244)26-1144	
福島県いわき地方振興局県民部県民生活課	いわき市平字梅本15	970-8026	いわき(0246)24-6203	

福島県における狩猟者団体

名　　称	所　在　地	郵便番号	電 話 番 号	備　考
一般社団法人 福島県猟友会	福島市渡利字七社宮102-1	960-8141	福島(024)523-0053	

狩猟関係の法令、規制等については、ご承知のことと思いますが、次に掲げる諸点に注意し、違反や事故等を起こさないよう楽しい狩猟をしてください。

なお、詳細については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法等を参照してください。

1. 狩猟者登録証は、狩猟期間終了後、令和６年４月14日までに交付を受けた地方振興局に返納すること。

なお、狩猟期間中に鳥獣を捕獲した場合は、捕獲場所のメッシュ番号（鳥獣保護区等位置図の４桁の番号）を登録証に記入することになっておりますので、必ず記入してください。

2. イノシシ・ニホンジカを狩猟する場合は狩猟カレンダーを作成してください。

どこに、どれくらい生息しているのかを把握し、農林業や生活環境への被害対策のための管理計画の策定や各種施策に反映するための基礎資料として活用します。
狩猟者登録証の返納時に地方振興局に提出してください。

3. 狩猟鳥獣および狩猟期間

狩　猟　鳥　獣　の　種　類	狩猟できる期間
カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	毎年11月15日から翌年 2月15日まで（イノシシ、ニホンジカについては翌年3月15日まで）

※ヤマドリのメス、キジのメス（コウライキジを除く。）については、令和９年９月 14 日まで捕獲が禁止されています。

4. 捕獲数量の制限（猟区の区域外、すなわち一般猟野における１日の捕獲数）

狩　猟　鳥　獣　の　種　類	１日の制限羽数又は頭数
ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）、キジ	合計して　2羽
エゾライチョウ	2羽
コジュケイ	5羽
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して　5羽 （網を使用する場合にあっては、狩猟期間ごとに200羽）
ヤマシギ、タシギ	合計して　5羽
キジバト	10羽

5. 鳥獣捕獲の禁止場所

①鳥獣保護区
②公道（一般公衆の通行に供されている道路）
③自然公園法の特別保護地区、区域が明示された都市公園等、自然環境保全法の原生自然環境保全地域
④社寺境内及び墓地

6. 銃猟の禁止

①特定猟具使用禁止区域（銃器）
②住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者が集合する場所
③日没後から日の出前（暦による）
④弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他乗物に向かって銃猟すること

7. 土地所有者等第三者の権益をおかさないこと。

公園やゴルフ場などが猟場と接している場合が数多くあるので、危害防止の面からも十分留意するとともに、その権益をおかさないようにしてください。
なお、柵などで囲まれた土地または作物のある土地では、その占有者の承認を得ることが必要です。

8. 国有林に入林する場合は、その手続き等を森林管理署等に照会し、入林届を提出してください。

常時、作業員が仕事に従事している場合が多く、危険防止のうえからも十分注意する必要があるので、事前に責任者の承諾を得てから行動するようにしてください。

9. 福島第一原子力発電所事故に伴い設定された各区域における狩猟について

「帰還困難区域」（桃色で縁取りされた区域）への立ち入りについては、各市町村に御確認ください。

10. 野生鳥獣の肉における放射性核種の濃度測定結果について

福島第一原子力発電所事故により、県内の野生鳥獣の肉から国が定めた食肉の基準値を超える放射性セシウムが検出されており、県内の一部の地域で摂取制限若しくは出荷制限の指示が出されておりますので、十分に注意してください。
このほか、自家消費を控えるようお願いしている鳥獣又は区域があります。
最新の放射性核種濃度測定調査結果については、福島県自然保護課ホームページ（「福島県 自然保護課」で検索）のほか、福島県自然保護課（電話024-521-7210）へお問い合わせください。

11. 狩猟者（狩猟者登録を受けた者）の住所・氏名に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を所轄の地方振興局に届け出なければなりません。

令和５年度

鳥獣保護区等位置図

福　島　県

法規やマナーを身につけて楽しい狩猟

この図面は鳥獣保護区等の位置を示したものです。狩猟を行う時は、必ず案内板や制札等の標識によって鳥獣保護区等の区域を確認するとともに、鳥獣保護管理員や地元の狩猟者、最寄りの鳥獣行政機関等に問い合わせの上、違反のないようにしてください。

狩猟の心がまえ

1. 狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えで狩猟をしてください。
2. 確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを狩猟するようにしてください。
3. 先着狩猟者の、先廻りをしないようにしてください。
4. 農耕地や造林地の所有者に、迷惑をかけないようにしてください。
5. 山火事を起こさないように、注意してください。
6. 鳥獣保護区は、みんなで大切にしてください。

銃砲の正しい取扱い

1. 使用前に銃器を点検し、機能の完全なものを使用してください。
2. 発射の必要が起こる直前まで、装てんしないようにしてください。
3. 装てんしていないときでも、銃口を人や家畜などに向けないでください。
4. 矢先を十分確かめてから、発砲してください。
5. 猟場で休憩するときは、弾を抜き薬室を開いて地上に置いてください。
6. 酒気をおびたときは、銃を手にしないでください。
7. 銃と弾薬は、別々の場所に厳重に保管してください。
8. 電線、電話線等に向かっての発砲はしないでください。